

平成19年3月26日

県境再生対策室

県境不法投棄廃棄物の処理に係る八戸
セメント(株)の自主測定結果について

このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 事業場排水自主測定結果について

同社の最終放流口2地点(原料排水及びキルンタービン排水)について、平成18年6月から12月にかけて、県職員立ち会いのうえで同社が事業場排水自主測定を実施したところ、いずれの地点も測定した全ての項目で「排出基準値」を下回りました(別表1のとおり)。

2 排ガス自主測定結果について

同社のセメント焼成炉について、平成18年7月から平成19年1月にかけて、県職員立ち会いのうえで同社が排ガス自主測定を実施したところ、測定した全ての項目で「排出基準値」を下回りました(別表2のとおり)。

別表 1

1 事業場排水自主測定結果

No.	項目	単位	排出基準	原料排水			キルンタービン排水		
				H18.6.7	H18.9.21	H18.12.13	H18.6.7	H18.9.21	H18.12.13
	調査年月日			H18.6.7	H18.9.21	H18.12.13	H18.6.7	H18.9.21	H18.12.13
1	pH		5.8～8.6	7.6	7.3	7.3	7.5	7.4	7.1
2	BOD	mg/	30以下	1.7	1.2	1.3	1.6	0.9	0.9
3	SS	mg/	40以下	6	10	8	9	11	6
4	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/	5以下	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
5	六価クロム	mg/	0.5以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02

八戸セメント（株）が県及び八戸市と3者で締結している公害防止協定に基づく協定値です。

別表 2

2 セメント焼成炉排ガス自主測定結果

No.	項目	単位 1	排出 基準 2	セメント 焼成炉				
				測定年月日	H18.7.18	H18.9.21	H18.10.18	H18.11.13
1	ばいじん	g/m ³ N	0.08	0.002	0.001	0.002	0.003	0.008
2	硫黄酸化物 ³	m ³ N/h	-	-	-	-	-	< 3.6
3	窒素酸化物	ppm	350	-	-	-	-	243
4	鉛	mg/m ³ N	10	-	-	-	< 0.1	< 0.1
5	ふっ素	mg/m ³ N	5	-	0.96	-	-	0.57
6	塩化水素	mg/m ³ N	(700)	-	-	15	-	< 5.0
7	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	(1)	0.0053	-	0.0037	-	-

1 「m³N」とは、標準状態（0、1気圧）に換算した場合の1m³のガス量を表しています。

2 硫黄酸化物については、大気汚染防止法に基づく排出基準値であり、その他の項目については、公害防止協定に基づく協定値です。ただし、塩化水素及びダイオキシン類については基準が適用されないため、同規模の廃棄物焼却施設における排出基準値を参考までに記載しています。

3 硫黄酸化物の排出基準値は、煙突の高さや排ガス量、排ガス温度等から計算で求められるものであり、測定毎に変動しますが、今回の測定では硫黄酸化物が検出されず、排出基準に適合していました。